

長野市介護保険フレッシュ情報

Vol. 1 . 628

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

もくじ

- 長野市居宅介護支援事業所連絡協議会（仮称）の設立に関する研修会のご案内
- マイナ保険証への移行に伴う要介護・要支援認定申請について
- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- 長野市介護サービス事業者向けセミナー（第3回～第5回）のご案内について
- 令和7年度長野県介護生産性向上推進総合事業 伴走支援事例発表会（第2回フォローアップセミナー）の開催について
- 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内【別紙5】
- 市民フォーラム「認知症とともに生きる時代へ」～”わたし”を大切にする認知症ケア～in長野【別紙6】
- 要介護・要支援認定者状況（令和7年10月末日現在）
- 介護保険最新情報について

市内居宅介護支援事業所の管理者の皆様 長野市居宅介護支援事業所連絡協議会（仮称）の設立に関する研修会のご案内

市内居宅介護支援事業所のケアマネジャー同士、業務における情報交換を図りながら、働きやすい仕組みづくりとケアマネジメントの質の向上を目指し、2026年度に新たな協議会を立ち上げたく準備を行っています。つきましては、居宅介護支援事業所等の管理者の皆様と研修ならび情報交換する場を【別紙1】、【別紙2】のとおり企画いたしましたのでご参加ください。

問い合わせ先：連絡協議会企画準備室
若槻ホームケアプランセンター 小林
TEL：026-262-1808

マイナ保険証への移行に伴う要介護・要支援認定申請について

平素は本市の介護保険事業につきまして格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。認定申請時、65歳未満の第2号被保険者の場合は、医療保険の資格確認のため、健康保険証の提示をお願いしております。マイナ保険証への移行に伴い、従来の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日に満了となることから、今後、医療保険の加入関係の確認方法について、下記のとおりの対応としますので、お知らせいたします。

記

1 第2号被保険者の医療保険の確認方法（令和7年12月2日以降の取り扱い）

第2号被保険者の医療保険の加入関係については、マイナンバーを用いた情報連携を実施することにより確認します。（情報提供ネットワークシステムを使用して、他の行政機関や地方公共団体が保有する利用特定個人情報を照会、提供することを情報連携といいます。申請時にマイナンバーカードの提示が必要になるということではございません。）

ただし、当該情報連携により確認するが難しい場合に限り、申請者等の状況に応じて、以下の方法により確認します。

申請者等の状況	確認方法
マイナ保険証を保有している	<ul style="list-style-type: none"> 申請者等に、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示または自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面の提示（PDF形式で保存・印刷することが可能） 申請者等に、「資格情報のお知らせ（※1）」（本人の申請等により「資格確認書（※2）」が交付されている場合は「資格確認書」）の提示を求める。

マイナ保険証を保有していない	・申請者等に、「資格確認書（※2）」の提示を求める。
	等

※1 医療保険者から、マイナ保険証の保有者等に対して交付される、氏名・生年月日・医療保険の被保険者番号・保険者情報等が記載された書面

※2 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが、健康保険利用登録を行っていない者等に対して交付される、氏名・生年月日・医療保険の被保険者番号・保険者情報等が記載された書面

2 代行申請時における注意事項

- マイナ保険証への移行に伴い、認定申請時の必要書類は、第1号被保険者、第2号被保険者とともに、「認定申請書」と「介護保険の被保険者証」の2点となります。(第2号被保険者の新規申請は、認定申請書の1点となります。) ただし、情報連携により医療保険の情報が確認できない場合に限り、前述のとおり、書類等の提示を求めることがございます。
- 情報連携を行う場合は、情報の取得や確認作業のため、申請時にお時間をいただくことがございます。予めご了承ください。
- 国民健康保険に加入中の申請者については、長野市で資格の確認ができますので、書類等の提示は不要です。認定申請書の医療保険者名に「長野市国民健康保険」とご記入ください。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891

FAX：026-224-5247

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

対象者	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 ＊生活保護受給世帯を除く</p>

対象 サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>
軽減方法	<p>介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。</p> <p>軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。</p>	<p><u>利用料の領収書及び明細書を添えて「援護金請求書」を提出してください。</u></p> <p>ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。</p>
軽減額 (率)	<p>対象サービスにおける利用料（1割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の1/4</p> <p>*老齢福祉年金受給者は1/2</p> <p>*日常生活費等実費負担分等を除く。</p> <p>*生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象</p>	<p>1か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く</p>
申請方法	<p>下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。</p> <p>*申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。</p>	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名）（申請書の裏面にあります） ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て） ⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。	

2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることになります。）

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②の様式を掲載しています。

3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

対象者の要件	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10分の3以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
特別な事情	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
減免率	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
申請方法	市役所介護保険課（第二庁舎1階）へご相談ください。

提出書類	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。
------	--

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
 T E L : 0 2 6 - 2 2 4 - 7 8 7 1

長野市介護サービス事業者向けセミナー（第3回～第5回）のご案内について

標記の件について、以下のとおり第3回～第5回の介護サービス事業所向けのセミナーを開催します。受講希望の施設等におかれましては、【別紙3】をご確認いただき、申込期限までにお申し込みください。

12月22日（月） BCPの見直しのポイント・机上訓練（地震編）
 1月20日（火） 家族からのヘビークレームへの対抗策
 2月20日（金） 介護事業者向けICTを活用した職場運営

いずれも13時30分から、オンラインで開催する予定です。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
 T E L : 0 2 6 - 2 2 4 - 5 0 9 4

令和7年度長野県介護生産性向上推進総合事業 伴走支援事例発表会（第2回フォローアップセミナー）の開催について

長野県介護支援課から、標記の件について周知依頼がありました。詳細については【別紙4】をご確認ください。

問い合わせ先：長野県健康福祉部介護支援課介護人材係
 T E L : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 2 9
 E メール：kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

【要介護・要支援認定者状況】 (令和7年10月末日現在 地区別認定者数: 21,454人)

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1地区	48	51	100	41	42	44	23	349
第2地区	99	110	204	91	84	108	64	760
第3地区	90	93	148	54	46	64	38	533
第4地区	31	30	48	20	25	30	11	195
第5地区	30	32	70	26	22	39	13	232
芹田地区	202	184	299	139	130	177	99	1,230
古牧地区	133	116	293	136	134	152	82	1,046
三輪地区	176	171	287	139	91	124	78	1,066
吉田地区	148	144	273	90	88	103	79	925
古里地区	116	83	177	95	69	99	48	687
柳原地区	71	38	107	58	38	47	20	379
浅川地区	55	76	126	60	48	75	36	476
大豆島地区	57	60	149	70	52	80	53	521
朝陽地区	94	102	217	102	88	104	66	773
若槻地区	177	176	348	141	126	182	100	1,250
長沼地区	19	14	35	16	17	16	14	131
安茂里地区	204	214	341	135	118	163	98	1,273
小田切地区	14	16	30	9	10	15	10	104
芋井地区	29	10	46	18	21	20	13	157
篠ノ井地区	375	312	595	246	217	368	195	2,308
松代地区	188	157	316	148	123	180	103	1,215
若穂地区	135	82	178	86	75	86	48	690
川中島地区	200	176	346	180	118	204	101	1,325
更北地区	268	210	438	199	157	224	139	1,635
七二会地区	21	25	41	17	5	19	11	139
信更地区	33	24	35	25	30	20	15	182
豊野地区	106	63	170	86	55	90	43	613
戸隠地区	34	13	56	33	40	64	27	267
鬼無里地区	19	13	52	21	20	17	17	159
大岡地区	42	9	25	8	7	13	4	108
信州新町地区	87	28	89	39	42	61	41	387
中条地区	46	8	58	16	26	26	6	186
市外	19	8	40	17	23	32	14	153
合計 (現存者)	3,366	2,848	5,737	2,561	2,187	3,046	1,709	21,454



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 1434】

「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業（令和7年度老人保健健康増進等事業）」における『「適切なケアマネジメント手法」の手引き その3』解説セミナーのご案内等について【その9】

【介護保険最新情報 vol. 1435】

生活支援共創プラットフォーム（全国版）の第2回シンポジウムのアーカイブ配信について

【介護保険最新情報 vol. 1436】

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」の策定について（周知）

【介護保険最新情報 vol. 1437】

介護老人福祉施設等における診療行為に係る報酬の給付調整に関する周知について（依頼）

【介護保険最新情報 vol. 1438】

「ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業」の成果物に関する周知について（依頼）

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp



FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市